

# 部門英文ジャーナル編修委員会規定

第1条 この規定は部門英文ジャーナル編修委員会（以下編修委員会）に関する事項を定める。

第2条 編修委員会は学術誌編修部会（以下 部会）の下、論文誌の企画・編修ならびに発行に際しての調整を行う。

第3条 編修委員会は、ジャーナル毎に設置し、編修委員長（Editor-in-Chief）、編修委員（Editor）によって構成する。必要に応じて、編修委員から、副編修委員長、幹事等を選出できる。また、ジャーナル毎に独自のアドバイザー・ボードを設置することができる。

第4条 編修委員長は、本会会員の中から担当部門が選出し、次の事項を担当する。

- (1) 編修委員会の代表者として、編修委員会を統括する。
- (2) 部会に出席し、決定した事項等を編修委員へ連絡するとともに、必要に応じて編修委員会の意見を集約し、部会へ報告する。
- (3) 編修委員長は、編修委員の任務を兼任する。

第5条 編修委員は、編修委員長が国際的な多様性を考慮した上で推薦し、担当部門が選出する。編修委員は、次の事項を担当する。

- (1) 編修委員は、相互に協議の上、当番編修委員（Chief Editor）を設ける。
- (2) 当番編修委員は、投稿原稿について、審査に値するか否かを判断し、審査を行う場合は、編修委員の中から担当編修委員（Editor in Charge）を決定する。審査に値しないと判断した場合は、否決判定を行う。
- (3) 担当編修委員は、編修作業の中心的役割を担い、次の事項を担当する。
  1. 投稿原稿について、審査に値するか否かを判断し、編修作業を進める場合は、投稿原稿の校閲者を決定する。また、自身が校閲を担当することができる。審査に値しないと判断した場合は、校閲者を選定せずに否決判定を行う。
  2. 校閲結果に基づき、可否判定を行い、当番編修委員に報告する。なお、任期終了後でも担当原稿の採否が決定するまで、編修作業の責任を負う。
- (4) 担当編修委員は、校閲者の選定に際して著者の意見を参考とすることができる。選出の際には、当該原稿の校閲に最も適当と思われる校閲者を決定し、担当編修委員名を添えて依頼を行う。決定にあたり、原稿の著者と直接利害関係のない校閲者を選定する。会員外にも校閲の依頼をすることができる。

担当編修委員は以下の原則に基づき、校閲者への依頼と可否判定を行う。

1. 2から3名の校閲者を選定し、校閲を依頼する。校閲者が校閲辞退をした場合は、改めて校閲者を選定し校閲を依頼することができる。
  2. 担当編修委員は1. による校閲結果をもとに総合的に判定を行う。
  3. 校閲期限となっても校閲結果が全てそろわない場合は、残りの校閲者の校閲結果を待たずに迅速に判定を行う。期限内にそろった結果が1名のみの場合および2名の結果が可否に分かれた場合でも、担当編修委員が1名または2名の校閲結果にて判定を行うことができる。判定時には、担当編修委員の判断が尊重される。
  4. 2. および3. の総合判定を行った以降に提出された校閲結果は採用しない。
- (5) 著者に対する加筆・修正依頼はすべて担当編修委員名を添えて行う（校閲者または編修委員が、著者に対し直接照会するようなことはしてはならない）。加筆・修正に対し著者は書面回答と修正された原稿を提出する。加筆・修正依頼は1回限りとする。著者からの回答と修正された原稿を担当編修委員が確認し、可否判定を行うことができる。ただし、再校閲が必要と判断される場合は、当該校閲者に再校閲を依頼する。この場合、再校閲結果をもとに、担当編修委員が可否判定を行う。なお、再校閲期限を過ぎても結果がそろわない場合は、再校閲結果を待たずに担当編修委員が判定を行う。校閲者が作成した照会事項については、担当編修委員が必要に応じて誤字・脱字の訂正及び内容の追記・削除を行い照会する。担当編修委員からの照会事項もあわせて質問として著者に送り、回答を求めることができる。加筆・修正により原稿が著しく改訂された場合担当編修委員が判断した場合は、加筆・修正後の原稿の受理日を改訂原稿受付日とし、審査を

継続する。なお、結果についての最終通知には編修委員長名を添える。

第6条 編修委員長，編修委員の任期は，担当部門において定める。

第7条 副編修委員長，幹事，ジャーナル毎の独自のアドバイザー・ボードメンバー等の任務および任期は，担当部門において定める。

第8条 編修委員長，編修委員，副編修委員長，幹事，ジャーナル毎の独自のアドバイザー・ボードメンバー等の委嘱は，編修理事会の承認を得て会長が行う。

第9条 編修委員会は，必要に応じて開催する。なお，編修委員会の経費は，担当部門が負担する。

## 付則

1. この規定の変更は編修理事会の承認を得なければならない。
2. この規定は2016年10月1日より施行する。
3. 他学協会との合同発行に関する協定・規則等は，本規定とは別に本会理事会の承認を得なければならない。

2014年10月 7日 編修理事会制定

2016年 7月 8日 編修理事会制定

2022年10月11日 編修理事会制定